

茂原市まちづくり条例策定協議会 第3回会議 概要

開催日時	平成26年3月25日(火) 13時～
開催場所	茂原市役所市民室
出席者	協議会委員18名(うち2名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、花沢企画政策課主幹、風戸企画政策課主査、苅込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第2章 情報の共有 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none">13時現在の出席者は15名。定足数に達したため、会議は成立した。今日は当初の予定どおり「情報の共有」について皆様のご意見を伺いたい。「情報の共有」の章では、情報公開、個人情報保護など、さまざまな情報を市民の方々が共有できるか、情報をめぐる幅広いルールについて話し合いたい。あらかじめ配布された各種資料について、説明を事務局に求める。
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">事前に送付した「資料1 他市における自治基本条例の構成例」、「資料2 提言書と他市条例の比較(情報の共有)」に加えて、本日は提言書の条文のみの資料、情報公開条例および個人情報保護条例を配布した。今後、条文間の比較をする場面が想定されるので、条文のみの資料を毎回ご持参願いたい。第2回会議の会議概要(議事録)については、ページ数が多くなってしまったため、関谷会長による基調講演と市民の会委員による概要説明は別冊とし、それ以外の質疑応答等を記載した。「資料1 他市における自治基本条例の構成例」については、前回会議で「先進事例や関連情報などがあつたほうが、委員の皆さんもわかりやすいのではないか」という意見があつたので、事務局において、流山市、東京都小平市、愛知県一宮市の3市と今回の提言書を比較したものを作成した。資料の冒頭に「H24.2.16 市民の会資料に加筆」とあるように、自治基

本条例を考える市民の会でも、検討をスタートして間もないころ、「他市の事例を示してほしい」という意見があった。事務局としては、市民の会にゼロベースで議論していただきたいため、特定の自治体の条例を示すことはしていなかったが、いただいた意見に基づき、千葉県で唯一自治基本条例のある流山市、行政側で視察に伺った東京都小平市、議会側で視察に伺った愛知県一宮市を取り上げた。これらの市の条例が特に優れているから等という理由ではないことをご理解いただきたい。当時、市民の会にお示しした資料のいちばん右に、市民の会の提言書の内容を加筆したものが今回の資料である。

- 「資料 2 提言書と他市条例の比較（情報の共有）」については、資料 1 で取り上げた 3 自治体と今回の提言書の「情報の共有」の章について、横一列で条文を比較することができる表を作成した。このうち、「知る権利」については、今回の提言書では「市民の権利」に位置づけられているが、他の自治体で「情報の共有」に位置づけているところがあり、関連していることから、比較表に取り上げた。
- まずは該当する条文の読み上げを事務局にお願いし、市民の会から提言についての簡単な趣旨説明をお願いして、その後皆さんからのご意見を頂戴したい。
(条文の朗読)
- (別紙提案理由説明のとおり)
- 市民の会の皆さんから条例案の説明と、それをめぐる背景、ポイントとなる点についてお話いただいた。これからは、皆さんと意見を交換していきたい。
- 「情報」の範囲は幅広いので、いくつかの項目に分けながら、意見を頂戴したい。
- 提言書の第 5 条は「市政に関する情報の共有」とある。表現の仕方にもよるが、一般的には「情報公開」と「情報共有」が使われる。
- 以前は、基本的に情報が公開されず行政組織の中でとどまっていたが、情報公開の流れが本格化し、法整備が進んだことにより、国の行政情報もオープンになってきた。地方自治体の行政情報も、かなり開放の方向に向かっている。これは公開をしていくというルールができたからであって、情報共有の方向に進んでいる。
- 市民が「このような情報がほしい」と言って、行政がそれを開示するというのが情報公開の基本的なイメージ。それはどちらかという受け身にとどまるので、行政は自分たちの持っている情報を積極的に市民に発信して幅広く共有していくべきであり、情報公開に加えて情報共有と言

関谷会長

事務局(企画
政策課主査)
犬飼委員
河野委員
北田委員
関谷会長

われるようになっているというのが基本的な流れである。それらを踏まえて、第5条についてご議論いただきたい。

三浦委員

- せっかく市民の会委員の皆さんに説明していただいたが、一括ではなく、条文ごとに説明していただいた方が、議論しやすいのではないかと思う。

関谷会長

- なるべく条文ごとに議論していったほうが焦点を合わせやすいと思うので、今後やり方を工夫していきたい。
- まずは第5条の情報の公開・共有についてご意見をいただきたい。

森川委員

- 第5条に「計画立案段階から市政に関する情報を分かりやすく」という文言があるが、どういう計画か。金額で判断するものか、それとも市民生活全般に関わるものなのかがはっきりしないとよくわからないし、行政の職員に余計な負担をかけるようなものになりはしないか。

関谷会長

- いろいろな意味合いがあると思うが、市民の会委員から端的にお答えいただきたい。

犬飼委員

- 総合計画のような、市政に関わる重要な計画のことである。条文の中にもあるが、市民に関わる重要な条例や政策などを基本としている。

北田委員

- 補足すると、今までの市民参画、市民意見の聴取は、行政側で計画を作ってしまった、「このような計画をやるので皆さんの意見はどうか」というものだった。総合計画を作るにしても、どんな総合計画を作るのか、学校や教育、福祉、病院など、一つずつ底辺のところから市民の意見を聴き、積み上げていくというやり方が望ましいと考えている。

森川委員

- 市民の会の皆さんは、提言書を作るときに、何もいまっさらなところでは分からないと言って、いろいろなところからひな型を集めてつくったという話をしていた。今の話も全く同じで、何もないところから皆さんに集まって考えてくれと言っているのと同じように聞こえてしまう。いろいろなアイデアを広げていくためには、行政として素案を出し、それをみんなで揉んでいただくというシステムにしてはどうかというのであれば、理解はしやすい。ゼロから始めよ、そこに市民が入れというのでは、市民の会の皆さんがさんざん体験してきたことなのに、なぜそんなことを言うのかと不思議に思う。

犬飼委員

- 先ほど申し上げるところを落としてしまったので、それを含めて言うと、現在は財政難、少子高齢化などを背景に、茂原市では課題が山積みになっている。財政難を切り抜けるために、担い手である職員がかなり削減されて、平成22年までの6年間で100名以上減っている。
- なんでもかんでも支出を減らすことが本当に有効なのか。これは市民を交えた話し合いになるのではないかと思う。今回少しは前進したが、子どもの医療費の問題をはじめ、いろいろな課題があり、どれを優先するかについては、市民の意見がとても大事である。スタートする段階からの協議はとても重要であると思う。

長谷川委員

- 「計画立案段階から」についての議論が出ているが、行政側として、あるテーマについて、何が問題で、市としてどう考えているのかを持っていないと、市民の方に説明するのに何もない状態では、正しく伝わらないと思う。
- 行政としては、いろいろな計画で決まったものについては、なるべく早く市民の方に情報公開して意見を聴いていくという基本的な考え方を持っているが、計画立案段階から全てということになると、逆にいろいろな混乱を招く恐れがあると思う。
- 十分ではないかもしれないが、後期基本計画を作るときにも、市民にアンケートを取り、それをベースにして行政側で案を作り、審議会を設置して行政の案に対して意見をいただき、みんなで議論して一つの形にしていった。議会の方にも説明して策定するという形を取っている。
- いろいろな計画についても、最近は市民の方々の意見を聴くことに努めていると認識している。

関谷会長

- 近年の傾向としては、一昔前に比べたら、だいぶ早い段階で行政も検討しているということが発信されるようになった。それがルールに基づいてなのか、担当者の裁量に基づいてなのかは大きな違い。ルールがないということは、担当者の裁量で動いているということであり、うまく情報が発信される場合もあるし、そうでない場合もある。そのようなムラがあってもいいのかというのは論点の一つである。
- 担当者の裁量だけではなく、一定のルールのもとに計画づくりが行われるということルール化するかどうか。
- 「計画立案段階から」ということが他の条例等も含めて言われるようになったのは、行政で固めてしまった段階で市民に意見を求められても、言いようがないからである。
- 中心市街地や駅前をどうするか、川の護岸工事をどうするかなど、大きなレベルから小さなレベルまでのものがあるが、もっと違った形で計画内容をいろいろ吟味できたはずなのに、「もっとこういうアイデアでやったほうがよかった」という思いがあったとしても、「既に固まってこういう方向で動いており、言っても仕方ない」ということになってしまったら、おかしいではないかということになる。
- 先ほどたたき台という話もあったが、もう少し早い段階で市民から意見を集め、その上で固めていくということが問われている

森川委員

- 「立案」という表現は、多くの人が誤解を招く表現であるから、改善が必要だと思う。

関谷会長

- 表現はいろいろ工夫できると思う。

北田委員

- 市民の会が議論を始めたとき、「白紙の段階から何のたたき台もなかったら議論できない」と言ったのは確かである。だからこそ、先進地の事例等の資料を事務局に求めた。その資料を読み砕いて、どうしようかと

いう議論をした。市の方から決まった案を出して、それを議論したのではなく、いろいろなところにあるデータを集めて、それを議論したものである。

- 情報がなぜ大事かという、情報が無いと考えることも議論もできないからである。新しい情報を持ってきて、それを吟味し、みんなで議論するということが必要。計画を作るときも、「市でこのような計画を作ろうと思っている」ということを市民に問うてから、他ではどうしているかという事例、なぜそれがする必要があるのかという根拠などをすべて出してもらわないと、議論は始まらない。そこから始めてほしいと言っている。

高信委員

- 市から出た情報を受けて、自治会で会合を開いている。自治会は月に1度行われ、その後、地区会に分かれて持ち寄って住民の意見を吸い上げ、自治会に持っていき、意見や要望を会長レベルで市へ提出している。緑ヶ丘の場合は世帯数が多いので、繰り返しに何度か熟慮してやっている。
- 河野委員の話で広報紙のことがあったが、新聞折り込みに入り、図書館にもあり、駅にも置いてあり、病院にも郵便局にもある。市役所まで行かなくても、広報紙を手取ることはできる。

長谷川委員

- 行政としての対案、意見を申し上げたい。
- 第5条第1項については、「計画立案段階から」という文言は、先ほど申し上げた理由から難しいという考え方で削除させていただき、「別に条例で定めるところにより」という文言を追加させていただきたい。
- 第3項と第4項は削除させていただきたい。情報公開条例第1条に「市民の知る権利を保障し、市民の市政への参画の促進及び開かれた市政の実現に資する」とある。市民から請求があつて公開するだけでなく、市から積極的に情報を提供しなくてはならないということが重要なポイントであるという話があつたが、情報公開条例第22条に「情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報公開の総合的な推進に努める」とある。さらに、第23条には審議会等の附属機関の会議の公開も定められている。提言書第5条第3項・第4項で規定していることを、情報公開条例の中でも当然のことながら規定しているので、先ほど申し上げたように「別に条例で定めるところにより」という一文を追加して、第3項・第4項は不要ではないかという考えである。
- 第5条第2項については、主語がない。「市民の持っている有効な情報」も定義があいまいということもあるので、市民を主語とし、「市民は、まちづくりを進めるための情報を提供し、市民・市・議会で適正に共有するものとします」としてはどうか。
- 細かい話になるが、この条文だけ文末の表現が「～します」という形になっているが、他の条文は「～するものとします」という表現になって

- いるので、そちらに統一してはどうか。
- 関谷会長
- 「計画立案段階から」という表現は、もう少し工夫するか、そもそも外した方がいいのではないかという意見があり、他方ではなるべく早い段階から市民と情報を共有して議論を組み立てていくべきであるという意見もあるので、そのあたりをどうとらえるかというのが最初の論点である。
 - 第3項・第4項については、平成24年につくられた情報公開条例があるので、そちらに委ねるとするのは、法のテクニック・やり方の一つである。今我々が議論しているのは、自治基本条例に近い趣旨を持ったまちづくり条例であり、その性格としては「包括条例」である。その中に手続き的なことも含めて全部を盛り込むのは物理的に不可能であるので、その部分については別途条例を定めて、そこに委ねるという形で、その典型が情報公開条例や個人情報保護条例、市民参加条例、住民投票条例などである。
 - 別立てで細かな手続きが必要な部分についてはそちらに委ねるというやり方があり、今ご提案いただいたのも、基本的には情報公開条例があるので、3項・4項に書いてあることについては、それに該当するのではないかというご意見である。
- 森川委員
- 「別に条例で定める」とあると、この条例しか見なかった人は何のことかわからないので、「茂原市情報公開条例に定める」というように、具体的な条例名を入れると、より分かりやすいような気がする。
- 関谷会長
- もちろんそうであり、今は細かい部分までは踏み込んでいないが、「〇〇条例に別途定める」という表現になると思う。
 - 情報公開条例をどう運用するか。条例はただあればいいのではなく、常に解釈運用されるものである。どう解釈し、運用するのか、その原則が問われてくる。悪意に解釈すれば、「市はちゃんと情報を公開している」と居直ってしまい、もっと情報を積極的に発信してほしいと思っても、「ちゃんと発信しているのでこれ以上出すものはない」と言われてしまったら、よろしくはない。だからこそ、このようにすでにある条例を、どのような原則のもとに解釈運用していくのかという部分について、まちづくり条例に入れた方がいいのではないかという考え方もある。そのあたりも含めて、他にご意見をいただきたい。
- 中山委員
- その前に非常に初歩的な質問だが、先ほどから議論になっている「計画立案段階から」について、市民の会の皆さんは、「計画立案段階から」がいいとして、情報を3万6,000世帯全部に分かるような形で教えるというスタンスなのか、計画を作る場合に例えば総合計画では「総合計画審議会」という附属機関を置くので、そこに情報をきちんと出すという話をしているのか、どちらなのか。
- 犬飼委員
- 全世帯にというのは不可能だと思う。様々な方法を検討していくという

ことは求められるが、全世帯に対してというのは現実的にきついと思う。

中山委員

- 全世帯でないとなれば、総合計画審議会という附属機関があり、そこで素案を検討して成案になってきているので、計画案ができる前段から委員にいろいろな情報を出し、検討してもらうという意味か。

犬飼委員

- いろいろな方法があると思う。例えば、広報紙の中に総合計画が出るというダイジェスト、集約したものを項目だけでも載せることによって、総合計画ができるということが伝わる。
- 私たちの提案では、総合計画に市民が参画するということを載せている。公募により市民の意見を反映していくことが必要であると思う。そのような形での情報提供と参加があると思う。

中山委員

- 総合計画だけでなく、他の重要な計画も基本的には同じだと理解していただきたいと思うが、総合計画審議会にも各種団体の長や公募の市民を選んでいる。そのような理解ではないということか。

北田委員

- 今までの審議会は、確かに市民の代表もいた。しかしながら、市の案が固まったものに対して意見を聴くのがほとんどであった。
- 審議会のやり方自体を改善し、中山委員のおっしゃったように、計画を固める前の段階から審議会で審議するものもあっていいし、固まってから審議するものもあっていい。一つの会議で全て市民の意見を聴いてしまったというやり方ではなく、多様な市民の意見を聴く場を設けて、最終的に市で固まったものを審議会で決めるというやり方もあると思う。
- 固定した考え方ではなく、もっと市民の意見を吸い上げるような場を提供してほしい、作ってほしいというのが基本的な考え方である。

中山委員

- 検討するのは総合計画審議会という機関でいい、ただし今までと違って、審議するものをもっと前の段階からやってもらいたいということか。
- 先ほど長谷川委員が言ったように、計画を作る段階では、3,000人や5,000人を対象としたアンケートを実施している。市民の意見を、必ずしも全部ではないが、大きな傾向として把握している。市民の会の皆さんは、そのあたりを必ずしも理解しておらず、市民の意見がなくてきているのではないかと考えているような印象を受ける。

北田委員

- 茂原市の中にも審議会はかなりたくさんある。中山委員がおっしゃったように、いろいろな審議会があり、かなり市民の意見を取り入れながらやっているが、関谷会長がおっしゃったように、制度的にそうなのではなく、担当者が市民意見を吸い上げるためにいろいろ試行錯誤しながら、アンケートなどを実施し、吸い上げた意見を元に行政で練って審議会にかけるというやり方もあるし、そのような手続きを経ずに別の方法でやっている審議会もある。
- いろいろな方法があると思うが、基本的な考え方としては、市民の意見

を直接吸い上げ、あるいは市民同士での議論を経た上で、方針を固める
ところに持って行っていただくという段階を踏んでほしいと考えてい
る。

関谷会長

- 審議会はいろいろあり、その運営も千差万別である。審議する内容、素案がどのように作られるか。基本的には行政が作ると思うが、どのように市民の意見が反映されているかは、それぞれ違うやり方で行われていると思う。
- 少し議論を整理したいが、市民の意見を言う、市民が参加するというのは、別の条文にあるので、そこでの議論を膨らませたいと思う。
- 確認させていただきたいが、今は市民が意見を言ったり、いろいろなところに参加したりするにあたっての、その前提として情報が今どれくらい市民の方々に伝えられているのか、もっと伝えるべきなのかというのが議論の焦点になっている。そこに焦点を絞っていただきたい。
- その上で、全員に伝えるのか、一部の代表者に伝えるのか。情報はまちまちであり、例えば子育てに関する情報であれば、子育てを巡る現場の状況はどうなのか、行政情報というよりも現場の情報を、どうやって市民の皆さんに伝えるのかというの、一つの情報共有のあり方である。子育てについて、どのような支援が必要か、行政がどのような支援をする必要があるのかと考えたときに、そのレベルの情報が出てくる。
- いろいろなレベルの情報があり、それをどう伝えていくのかというのを具体的にイメージしていただき、その上でこのルールの中に何を盛り込むのかをお考えいただきたい。

犬飼委員

- 情報はできるだけ広く伝えていくことが大事。
- 私は理解しきれていなかったが、今までの審議会は、市民の代表も確かに入っているが、ほとんどが団体の代表となっているのではないかと。そうではなく、もっと広く公募という意味で発言している。そのような方法もあるし、別の方法・仕組みを広げていくということも、これからはもっと求められるのではないかと。思う。

関谷会長

- 審議会をどうするかというのは参加の局面であり、そこで改めて議論したい。
- 審議会の公募委員の枠が1人だったものを2人にする、全体の過半数にするなど、そのような流れが出てきている。市民の方に情報が伝わる機会は確かに増えている。しかしながら、今のそのような状況の中で、審議会に情報を提供すればそれで良しと言えるのか、もっと違ったところにも情報を出す必要があるのかというあたりに議論の焦点を合わせていただきたい。

犬飼委員

- 長谷川委員からの提案について、第1項の「計画立案段階から」という文言を外して「別に条例で定めるところにより」という文言を追加するという発言であったが、私たちの提案は、情報公開条例よりも広く情報

の提供を求めている。情報公開条例は一方通行であり、応答があるものを求めている。

- また、第 1 項には「計画・実施・評価」と書いていないが、「計画の早い段階から評価まで市政に関する情報」としていただければと思う。PDCA で評価までサイクルしており、評価を公表することによって、次の計画がまたスタートしていくので、むしろ評価までを明記していただければいいのではないかと思う。
- 長谷川委員
- 私どもとしても、評価の結果について分かりやすく説明するということに異存はなく、同じ考えであると思う。
- 第 7 条（説明責任・応答責任）にも「計画立案」とあるが、市の計画や事務事業は PDCA サイクルでやっていくという基本的な考え方を持っている。今は第 5 条を検討していて話が飛んでしまうが、第 7 条のところも「計画立案、実施および評価」を「計画、実施、評価」としていただきたいと考えている。
- 犬飼委員
- 第 5 条は項目名が「市政に関する情報の共有」となっている。長谷川委員のおっしゃる第 1 項の内容にしてしまうと、単なる情報提供になってしまうのではないかと思う。
- 長谷川委員
- 犬飼委員がおっしゃるように、市は情報の公開請求を受けて公開するだけでなく、十分ではないかもしれないが、積極的に早い段階から広く情報提供するような考え方を持っている。そのことは、情報公開条例第 22 条にもうたわれており、その通り実施するつもりでいる。
- 丸嶋委員
- 広報もばら 3 月 15 日号に行財政改革大綱第 6 次実施計画を策定したという記事があった。茂原市総合計画の章立てと見比べて、ずいぶん変わったという思いがする。
- 以前（の総合計画）は行政の政策がどんどん並び、最後に市民自治という位置付けであったが、この計画ではそもそも項目立てが全く異なり、「地域力の向上」、「組織力の向上」、「財政力の向上」、「職員力の向上」という順に並んでいる。それを実現するために、市民協働の推進や開かれた行政運営、組織力の向上では行政運営の効率化、行政機構・人事管理の適正化、公共施設の見直しなどが並んでいる。以前の計画等と比べると、ずいぶん発想が違うと思う。
- 行革の実施計画は、アクションプランによって具体的なものができている。昔の計画は、アクションプランに相当するものが上にあり、その後具体的に何をするかというのがあったが、これは逆になっている。しかも、地域力の向上が最初に挙げられている。市民協働の推進や開かれた行政運営が掲げられており、開かれた行政運営の中に情報発信力の強化やコンプライアンス、アカウンタビリティなどが入っている。
- 情報の問題を狭くとらえると、いろいろ条文が出てくると思う。行政全体で情報をどう扱えばいいかは十分承知しているであろうから、市側の

考え方も出てくると思う。

- 我々が何を指すかといったとき、結局は市民の生活が良くなればいい話なので、そのためのモデルを考えているという考え方もできる。今回の広報紙に出ているモデルの考え方が、至るところに使われれば、市民の生活向上、提言書の前文にうたわれていることの実現につながるのではないかと思う。
- 3月15日号の広報紙を見て、今までの考え方が180度変わったという思いで発言させていただいた。我々が何をすべきかと言えば、結局モデルをつくれればよい、それを行政のいろいろな場面にあてはめればよいという考え方に至った。

関谷会長

- これは暫定的に合意を取っていくのか。もちろん、ここで決定という訳ではなく、後からいろいろな関わりがある議論が繰り返されるということをご確認いただいているところだが。

事務局(企画
政策課主査)

- 今日の時点での暫定的なものを次回の協議会の冒頭でお示しし、次回の議論に入っていくという流れを想定している。

関谷会長

- 今回から本格的な議論が始まったので、もう少し時間が必要かと思う。今日だけで情報についての問題を終了させなくてもいいと思うので、他にご意見を頂戴したい。

- 長谷川委員から指摘のあった情報公開条例第22条をご覧いただきたい。公文書を請求に基づいて開示していくことがうたわれると同時に、第22条では「情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報公開の総合的な推進に努めなければならない」とうたわれている。これをどうとらえるかが、提言書の第5条に関わってくる。

- 情報公開条例第22条があるから、基本的にこれでよしとするのが一つの考え方。もう少し膨らませて、違う観点からすると、第22条に言う「情報」とは誰がどういう風にとらえるのか。つまり、情報公開の総合的な推進は、行政からすると、「すでに積極的に出している」ということになる。住民の皆さんが、もっと違う情報を欲しいということになった場合、そのような情報も含めてオープンにされ、共有される動きになるのか、「市としてはしかるべき情報を発信しているので、これ以上発信すべき情報はない」という話になるのか。これが第22条をめぐる出てくる一つの論点である。長谷川委員はこの点をどうお考えか。

長谷川委員

- いろいろなケースがあると思うが、私どもの考えは、この条文でうたわれているようなことをやってまいりたいというものである。

関谷会長

- この条文を、情報をめぐる一つの原則とするというお考えである。
- ただ、ここに書いてあるのは「市政に関する情報公開」であり、先ほど私が申し上げたように、例えば子育てに関する茂原市の現状がどうなっているかという情報については、ここには入っていないかもしれない。それはある種の解釈運用によるかもしれないが。

高信委員

- 関谷会長が問われた子育ての問題について、私は共働きで 35 年過ごしたが、保育所など、自治会等の問題ではない個人に関わる問題を、市の職員はとても親切に教えてくれたし、ご近所の先輩たちも教えてくれた。本当に住んでいてよかったと思う。
- いちいち 1 から 10 までうたわなくても、その場その場の問題点を一つずつ解決していく手段が、近所なり自治会なり役所なりである。とても住みやすいと思うし、子どもの医療費の問題なども、昔よりも良くなっている。
- 市は一生懸命やってくれていると思う。今度は、市民の側で問題点ができたときに話し合っていけばいいと思う。
- 先日も市から健康診断の手紙が届き、健康チェックしたが、人生の節目において市から手紙が届くということは、見捨てたものではないのではないかと思う。人生を振り返ったとき、結婚して、子育てして、学校に通って、保育所も設備が整っていた。先日は、ゴミ袋の値上げも行われなかった。市民がより良く生活していけるかを話し合った方がいいと思う。

関谷会長

- もちろんその通りであり、そのための情報が市民の間でどう共有され得るか。先ほど申し上げた通り、裁量で動いている部分と、やはりルールがなければいけない部分がある。そのルールの部分をどう条例の中で定められるかである。

森川委員

- 第 1 項について、長谷川委員から「別に条例で定める」という文言を入れる提案があり、私は具体的な条例名を挙げて欲しいと申し上げたが、これを入れることによって、かなり強力な縛りがかかるように感じた。「情報公開の総合的な推進に係る本市の責務」とあるので、責任を持って情報公開と発信をしなければならないという縛りははっきりするので、ぜひ条例名を入れて、強力に進めていただきたい。

関谷会長

- すでにある情報公開条例を、第 5 条に何らかの形で位置づけるというのは、私も適切であると思う。その上で、第 5 条には 4 つの項目があるが、プラスアルファの部分をどこまで含めるのかである。
- 冒頭に申し上げたが、情報公開と情報共有は区別した方が良い。情報公開については、すでに条例があり、それを積極的に解釈運用していくというのは、一つの方法である。その上で、請求者がいるわけではないが、市としてさらに積極的に各方面の情報を可能な限り市民の皆さんに提供していくことで、市民の皆さんも積極的に提供される情報を通じて、今の茂原市がどういう状況なのかを知り、なんとかしなくてはならないのではないかと考え、意見や提言に繋がっていくという、情報の提供や共有のあり方が非常に大事である。
- そのような意味では、情報公開については何の問題もないが、その先の部分をまちづくり条例の中でどこまで描くかについて、ご意見をいただ

きたい。

- 例えば、最近出てきている流れの例として、「オープンデータ」という考え方がある。これは、行政が持っている情報を可能な限りオープンにすることにより、例えば茂原市で災害に関する情報、水害で危うい地域や避難所で危うい場所があるなどの情報がオープンになれば、そのようなことに長けた民間業者が、そのデータに基づいていろいろな仕組みや技術を開発して茂原市に提供するということが、場合によってはできるようになる。
- そのような「民間参入」がよく言われているが、市民団体にしても民間企業にしても、市の情報が全然よくわからないということで、提案のしようがないともよく耳にする。参加のあり方は後日議論したいが、そのようなことも含めて、データというものをどう発信するのか、どうオープンにしていくのかが、情報公開に加えて必要になってくると思われる。そのように、積極的に情報を公開していくあり方について、ご意見をいただきたい。

中山委員

- 前回の話からの引き続きで、この条例案はいわゆる包括条例、理念的な条例に近いということで理解をしているが、第5条第1項では「計画立案段階」という点で皆さんにいろいろお考えがあるようである。包括条例、理念的な条例であるとするれば、あえて「計画立案段階」というのを外して、とにかく情報は出していくんだという形にしてはどうか。

関谷会長

- そのような考え方ももちろんある。原則として、積極的にオープンにしていくんだということを明確にするという描き方である。
- しかしながら、理念条例というよりは、もう少し具体性を増したものにするという文脈で、「計画立案段階」という文言を使う自治体もある。このあたりは、どのように最終的に文言を固めていくかという問題でもある。
- 原理原則を設ければいいという考え方と、「計画立案」という表現は「可能な限り早い段階から」など、もう少し工夫するとしても、そのような形で盛り込むという考え方がある。一つは表現の問題であり、後はどこまで踏み込んで描くかという話になる。中山委員ご指摘の方法も一つの案としてあり得ると思う。

森川委員

- 読んでいて思ったのは、「市民と情報を共有します」の「市民」が、共有したことがどうしたら分かるかが不思議である。何らかの返信があれば見てくれたというのが分かるが、広報紙などで情報発信している部分では戻りがない。「共有」というのは、双方がそれを個々に理解することであるので、難しいと感じた。

関谷会長

- おっしゃることはわかる。そのことについては、ルールは終わりまで縛ることができないと考える。そのような原則を設けて、どれくらいの住民の方が理解したのかということまで条例は問うものではない。条例

は入り口を開いてこのような原則でやっていくと定めるものであり、後は運用の中で、もっと情報がほしいという方が現れたら、やはりまだまだ市民に行き届いていない、もっと情報を発信しよう判断して、やりながら改善していくしかない。その中で、このようなルールがあれば、その都度その都度改善の動きを作っていくことができると思う。

- 成果を云々というのは難しいところで、あくまでも今後の改善に向けて開いていけるのが良い条文である。

森川委員

- それならばいいが、やたらに共有が強調されていたので、違和感を覚えた。

高信委員

- 市民の代表として参加しているが、先日の水害の際も、森田知事が茂原市に来てくれて、市の職員も頑張ってくれていた。
- 緑町の水害の話も出ていたが、先日、新聞に浦安市の液状化の問題について、被害に遭った人が家を建てる場合に半額の補助金を決定したと掲載されており、森田知事は頑張っていると思った。困ったからすぐにやってくれるというのは近年まれに見ることで、その調子であれば茂原市も役所の中にいろいろな部署があり、一生懸命やってくれていると思うので、少し期待してしまうところ。

河野委員

- 第5条の第3項・第4項について、長谷川委員からは外してもいいのではないかと提案があったが、情報公開条例はどちらかという一方通行であり、市民が情報を取りに行くということについては、条例が制定された後、情報は個人によって内容が異なるので、多様な人がたくさんいる中で、まちづくりに関して情報を取りに行くという姿勢が大事になってくると思う。
- 市民は積極的に自分から情報を取りに行くということがない。今のところ、行政が一方通行で出しているだけなので、ちょっと時間がかかるかもしれないが、この条文があることによって、市民が自分たちの生活を良くするために、積極的にいろいろな情報を行政に対して聞いていくことになるのではないかと思う。

- 第3項・第4項は「なくていい」のではなくて、「あった方がいい」と思う。そのことによって、担保されるのではないか。

白土委員

- 河野委員の意見に私も賛成である。情報公開条例があるからそちらを見てくれというよりも、入れてあったほうが分かりやすい。
- 長谷川委員が第2項に関して提案したことについて、私も主語がないと感じた。「市民が」と入れることが、自分たちも積極的に参加し、市も情報を提供するという一方で、お互いが共有するという意味では必要だと思う。

丸嶋委員

- 私は自治会の仕事をしていて、8年目に入るが、鶴枝小学校で二次避難所を開設する訓練を2月に実施した。実施に至るまでに、5年の歳月をかけて、住民の皆さんの協力を得て、やっと実現した。

- 市で防災計画はできていたが、地元はどうか。市に任せていてよいのか。いざ大地震が来たときに、小学校や公民館に市の職員が2人来て（避難所の）開設準備をするが、その二人だけでできるのだろうかという疑問から始まった。地元の自治会として協力していこうということで、話を具体化していった。その中で市の防災担当にいろいろ説明を受けたが、心もとなかった。市の防災計画に則って、忠実に実施しようとした途端に、防災計画が新しいものに作り直すということで消えてしまった。情報がどこにも出ていなかった。議会を通す通さないというあたりがよくわからない話であったが、地元が一番有利な形で実施しよう、市が決まっていけないのならこちらに合わせていただくように働きかけていこうということで進めた。
- 情報を求める者に対しての提出では遅い。他市のホームページを見るとかなり詳しく掲載されているのに、茂原市の場合は何もない。職員の問題にしても、行政の情報公開のシステムにしても、大変見劣りがする。しっかりしてもらわないといけない。より発展的な明るい情報公開の考え方が出てくるのではないかと思う。
- 一つ実施してみれば、他の自治会でも同じようにして実施できるのではないかという考えである。つまり、一つモデル事業を作れば、それが他のところにも広まっていくということにつながると思うので、これを議論のきっかけに、条例がどうのではなく、できるものは市民でどんどんやってもらいたいと思う。
- 今回、私どもで議論するにあたり、条例は市の法律であることから、あいまいな表現、例えば「計画立案」や「市民の持っている有効な情報」など、誤解を招き、理解しがたい表現については、できるだけ削除するとともに、全38条の中で同じ表現をしている部分が2~3あったので、その部分についても一方は生かして一方は削除するというスタンスで検討させていただいた。
- この場での議論を踏まえて、改めてどのような表現がいいのか、例えば今日議論した部分については今日中に確定するのが難しいとは思いますが、次の会議のときにある程度今日の議論を反映したものをもう一度表現してみて、その上でその表現で良いかという確認を取りながら進めてまいりたい。
- 行政サイドとして、あいまいな表現や重複は避けたいというのは、ごもっともなところ。そのあたりは段階的に固めていくようにしたい。
- 「計画立案段階から」という点が問題になっているが、市の行政はいろいろなものがある。計画立案段階から市民の皆さんに参加していただかなくてはならないものと、道路工事や再開発などいろいろな問題があり、計画立案段階から公表してしまうと土地を買い占められてしまうなどのことも出てくると思う。逆に文言があることによって、それに縛ら

三浦委員

関谷会長

鈴木(敏)委員

れてしまうということもある。例えば、業者が「条例に書いてあるのだから、情報を公開してくれ。どこでどのようなことを市はやるつもりなのか。」と聞いてくる可能性もある。そのような部分はどうか。

関谷会長

- まさにその点が問題になる部分である。行政としてはどんどん公開していきたいという思いはあり、善意に解釈すれば、可能な限りオープンにしていくということになるが、悪意に解釈すると、市や大方の考え方と違う方向に利活用されてしまう場合の問題もある。あまり拘束を強くする表現にすると、運用上で支障が出るというのはよく指摘されるところ。最終的にどのような表現に落とし込むのかは、多少慎重を要する。

北田委員

- 「計画立案段階から」という表現については、市民の会の中でもかなり議論がなされた。鈴木委員がおっしゃったように、悪意で利用されると非常に問題があるというのは、その議論の中でも問題になった。
- 今の市の計画の作り方を考えたときに、ほとんどの場合、市民がいろいろな意見を言おうとするときに、計画が固まってしまってからパブリックコメントなどの意見を募集する機会が設けられ、これでは遅過ぎるのではないかというのが第一に挙げられた。そのようなこともあり、時期的には「計画立案段階から」がいいのではないかということになった。
- 計画が固まってしまう前に、住民の意見を取り入れて計画をつくってほしいというのが、「計画立案段階から」とした趣旨である。
- 悪意の利用という点では、鈴木委員のおっしゃったような問題が確かに起きる可能性があるが、もう一つの考え方として、オープンにしないからそのような個人的な利用の仕方が出てくるのであって、オープンにしてしまえば、個人的な利用は不可能になる。計画が議論されているということがオープンになれば、土地を買い占めようとしても誰も売る人はいなくなる。市の内部に抱え込んで公表しようとしなくていいことが、そのような問題を発生させるのであると思う。

田中委員

- 「計画立案段階」という文言について、まちづくり条例は市の基本的な条例ということなので、理念としてはいいが、後で尾を引くような文言が入ってしまうと、後々悪用されると思う。過去には、戦前の治安維持法の例もある。「一般市民を規制することはない」と内務大臣が言ったのに、現実にはそうではなかった。そのような大きな話は別にしても、まちづくり条例を茂原市の基本的な条例にしていくという考え方で統一されているところで、これだけ激論が出てくる考え方は、後々尾を引いてくると思う。
- 言っている意味はよくわかる。従来の行政のやり方では問題がありすぎるからこのような文言が出てきたのであろうと思う。市議会も、このような条例を作ろうとしていることに対して、中身はどうであれ基本的には賛同しているので、市議会のチェック機能をもう少し信頼することも必要なのではないかと思う。

- 過度に規制されるような、あまり具体的な文言は避けた方がいいのではないかと思う。
- すでに情報公開条例を持っており、この使い方を市民も勉強する必要があると思う。「今の条例がやや不十分だから、新たに項目を盛り込んでいく」というのは、重複するものの考え方と捉えられてしまう。市民は、自分たちで情報を取りに行く必要がある。それが共有する前提である。広報紙でどんなに細かく出されても、それを収集して理解し、自分で行動を起こすような方向で市民が動かなければ、共有にはならない。一方的な情報の垂れ流しだけであって、それをうまく利用した人の勝ちということになってしまえば、条例の意味するところと違ってしまう。
- 同じ考え方を2つも3つも別の条例の中に置いていくということは、実際の運用において、どこかで齟齬をきたしてしまう。重複する書き方はどうかと思う。
- 第5条第2項の主語は誰か。「市民の持っている有効な情報を提供し」とあるが、誰が誰に提供するのかがよくわからない。「市民、市、議会が適正に共有する」というところもわからない。「市民の立場に立ったいろいろな行政を進めていってほしい」という思いからこの条例を作るとすれば、市民の責務として、わからないことについて、情報公開条例に基づき、情報を積極的に自分で調べて取りに行き、行動を起こすという主体性について、もう少し違った書き方が出てくるのではないか。
- 第5条第3項・第4項は、何のために必要な条文なのかよくわからない。
- 第5条第2項について、あまり議論が膨らんでいなかったのも、先ほどから出ている「主語がない」というご指摘について、市民の会委員からお話をいただきたい。
- 長谷川委員からご提案のあった、「市民は、持っているまちづくりをするための情報を提供し、市民、市、議会が適正に共有します」という条文でいいのではないかと思う。
- 「適正に」という言葉についてご指摘があったが、情報を提供するという段では、個人情報の保護などもあるので、それらも勘案しながら「適正に」という意味が込められている。
- 第5条第1項について、長谷川委員から「まさに市はこのようなことをしようとしている」という発言があった。情報公開条例は大きな視点で運用が可能なように書かれていると思う。同条例第22条はどのようにも解釈できる。
- まちづくり条例は、まちづくりという観点に立って提案されている。市民がまちづくりに参加するという立場での条例であり、そのような観点で必要な項目をここに挙げている。第5条第1項は、できるだけ広く情報を提供していただきたい、情報公開条例のあいまいな表現ではなく、一歩踏み込んで、具体的に情報が市民に広く開かれるように、という提

関谷会長

犬飼委員

案である。

- 第3項・第4項については、市だけでなく議会も含めている。第3項は、情報公開条例が言う情報公開だけではなく、もっと会話を求めた請求のつもりで書いてある。情報公開条例よりも踏み込んで、ここではもう少し広く求めている。第4項については、市議会が市民の代表としてチェック機能を果たしてくれているが、今まで多くの場合、選挙して終わりになっている。もう少し議会から情報提供してもらって、市民がどう考えているか、市民とのコミュニケーションのための情報提供を求めている。私たちは、第3項・第4項ともに、重要な部分であると考えている。
- 交通整理させていただきたいが、第5条第1項については「計画立案段階から」という表現について、いろいろなご意見が出ている。このような表現を使ってしまうと、後々運用の段階で拘束の度合いが高まってしまわないかというご意見と、他方では、そのようなところから情報を共有していかないと、市民がいろいろなことを考えたり参加したりということができなくなるというご意見もある。最終的に、どのようにまとめるかは少し工夫が必要かと思う。
- 皆さんのお話を聴いている限りでは、ポイントの一つとして、「可能な限り早い段階から情報を共有する」ということについては、皆さんで共有できていると思う。
- 「固まって市民が何を言っても動かない状態での情報しか出てこない」というのでは硬直しており、先ほど「たたき台」という話もあったが、もっと手前の早い段階での情報が積極的に発信され、市民の皆さんにも議論の余地があるという段階で情報を共有し、いろいろな意見を入れることができれば、それが望ましい。
- 「できるだけ早い段階での情報共有」ということと、意見を言っているいろいろな議論ができるように、固まった情報だけでなく、今後議論ができるような方向に開かれる情報を提供してもらいたいということについては、おそらく皆さんで共有されていると思う。その上で、表現をどのようにするのかというのは、もう少し詰めさせていただきたい。
- 第5条第2項は、主語を「市民は」とするということで、市民の会委員からもお話をいただいたが、持っているいろいろな情報を提供して適切に共有していくことについては、私はもう少し議論が必要かと思う。仮に「市民は」という主語を入れたとしても、個人情報とバッティングする可能性が出てくる。「共有しなくてはならないのだから、市民が持っている情報を出せ」ということに捉えられてしまえば、個人情報の観点からしておかしいことになる。第2項で何を実現させたいのかということ念頭に置かないと、そのようなバッティングの問題が出てきてしまう。
- 私なりに第2項のことを置き換えると、市民が持っている豊かな情報を

議員や職員と共有して協働のまちづくりをしていくということであるとするならば、提案できる機会を豊かにしていくとか、いろいろな場面で言うことができる環境を整えるなど、そちらにシフトさせることで、第2項で言わんとしていることが担保されるのであれば、それも一つの案である。「市民が持っている情報を提供する」という表現に固執するのか、それとも意見を言う機会や提案できる機会が重要であるとするれば、その項目を別に設けることにより、第2項は盛り込む必要がないとするのが論点になる。

- 第3項については、単に議会や行政が持っている情報を公開せよということではなく、もっと積極的なやり取りをすることが狙いの一つとしてあるので、情報公開条例があるからそれでいいということではなく、議会や行政と市民がその情報をめぐってやり取りを重ね、共有できるようにならないといけない。
- 難しい情報が公開されても、市民が分からなければ、議論は沸き起こっていかない。パブリックコメントを例にすれば、茂原市でパブリックコメントを募ってどれだけ意見が提出されているかは存じ上げないが、他の例でいえば、1~2件しか提出されていない。それは、パブリックコメントを募るために出されている情報を、市民の方が共有できていないということである。発信されているかもしれないが、共有できていないのであれば、それは生きた情報にはならない。だとすれば、そのような情報が市民と十分に共有される場や機会を作ることを狙いとして、この第3項を置けばいいのではないかと思う。ただ単に公開されればいいということではなく、情報公開条例を「生きた情報の共有」に結び付けていくための原則をここに盛り込むべきかどうか、第3項の一つの論点になる。
- 第4項については、会議の公開も情報公開条例に載っている。それで担保されるというのも一つの理解の仕方。単に会議を公開すればいい、会議で議論されたことも情報の一つであるから、それをオープンにするというだけではなく、しかるべき審議会でも議論されたことが市民の間でどう共有されるか。「公開」と「共有」をどう結び付けていくのか、その必要があるかどうか論点として挙げられる。
- 「公開」については、情報公開条例があるので、まちづくり条例に位置づけていくということで基本的にはいいと思うが、「共有」については、「公開」をうたうだけでは担保されない部分がある。「共有」の部分を第5条の中にどのように入れ込むのかは、もう少し知恵を出し合う必要がある。
- 以上が、皆さんの議論を伺っていて、交通整理できる部分であると思う。それらを確認した上で、改めてこの第5条に盛り込むべき内容・表現・方法を、この場で固めたい。今日固めきれなければ、また次回に委ねた

い。いずれにせよ、第6条と第7条は残ってしまったので、次回にご議論いただくとして、この第5条は非常に大事な部分であるので、今の交通整理をしたことを踏まえた上で、もう少しご意見等があればいただきたい。

鈴木(敏)委員

- これに関連することだが、現在、議会の方でも「市民に開かれた議会」を目指して、条例を作ることを検討している。答申を受けたものを精査しているところである。この協議会で、6月には議会に関する項目の検討に入るとの話があるので、ぜひともそれまでにはまとめて提案したいということを進めている。
- その中で、いろいろな情報を市民の皆さんに公開して意見を吸い上げていくということについては、24人の議員がいるので、それぞれの立場で自分の支援者や地区の皆さんなど、いろいろな形で話し合いをしている。そこでいろいろな情報を吸い上げて、市の当局に「このようなことで困っている」と伝えている。9万3千市民の全体的なこともあるし、地区の問題もあるし、いろいろな話を聴きながらやっている。個人差はあるが、24人がいろいろなところに行って、実際にやっている。
- 議会の条例の中で、議会が終わった後に報告会を行うことや倫理問題なども含めて、どのような形にしていったらいいのか、いろいろな形で検討している。先ほどいろいろな意見がある中で、議会の条例に定めてあるからまちづくり条例には含めなくていいということになるのか、それともまちづくり条例の中でやるのか、そのあたりをきっちり決めてしまうと、議会の条例が出てきたときに整合性がとれなくなる。どちらが上位になるのかということになると、まとまる話もまとまらなくなってしまうということもあるので、結論を出すまでにもう少し時間を取ってはどうかと思う。
- 最終的にまとめた後も変更はするという話もあったが、今日はどうかという方向性だけを決めてはどうか。一つのものを作ってしまうと、議会の中でもいろいろな意見が出てくると思うので、そのあたりを考慮いただけたらと思う。

関谷会長

- 今お話があった「議会の条例」とは、議会基本条例ということでしょうか。

鈴木(敏)委員

- はい。

関谷会長

- 議会の方でも議会に関する基本条例を検討中ということで、それがまちづくり条例とどのように関係してくるのかについては、おいおい議論させていただければと思う。
- 自治基本条例1本で行っている自治体もあるし、自治基本条例と議会基本条例の2本柱でやっているところもある。どちらがいいということではなく、それぞれの自治体の考え方であり、それぞれのルールでやって

いくということ、何の問題もない。ただ、いくつかの条例が出てくる場合に、その関係づけをどうするかである。

- 例えば、自治基本条例に相当するまちづくり条例が、ある種の包括条例という性格を持つものであれば、情報公開条例や市民参加条例、議会基本条例の位置付けが、バラバラに存在するのではなく、体系的に位置付けられることになる。その要の部分にまちづくり条例が位置付けられるのであれば、その実現を図っていくことになる。
- ただ、確認しておいていただきたいのは、「条例に優劣はない」ということ。どの条例が上か下かはない。国の法律の場合には、一番上に憲法があり、その下にさまざまな法律がぶら下がっている。これは「憲法が最高規範である」という文言に基づいた法体系である。自治体の条例には、そのような優劣はない。「自治基本条例が最高規範である」といっても、それは事実上の核である。みんながそのように位置付けようとしているから、そのような位置付けになっているということに過ぎない。最高規範性をうたうかどうかについては、おいおい議論することになるが、優劣の問題ではなく、位置付けの問題として、今後の議論に委ねていきたいと思うので、そのようなイメージを持っておいていただきたい。
- 今日は時間が来てしまったので、今日のところで合意を形成するのはやめておき、先ほど申し上げたような論点の交通整理を、次回までに事務局と私の方で作成したい。それを次回の会議までに事前に提示し、改めて表現の確認を次回会議の冒頭でさせていただきたい。
- 先ほどの交通整理で一つ言い忘れたのは、第1項の「市政に関する情報」での「情報」の意味合いである。抽象的に描けば「市政に関する情報」でいいが、先進的な条例ではここに一工夫入れている。例えば、「市民が必要とする情報」や「まちづくりに資する情報」など、単に抽象レベルに終わるのではなく、どういう情報かという意味合いをつけている。もちろん「まちづくりに資する情報」というのでも抽象度は高いが、無色透明な「情報」なのか、「市民が必要とする」「まちづくりに資する」とした方が今後の運用で生きてくるところがあると思う。そのあたりも含めて、どのような表現がいいのかを次回議論したいと思う。
- 以上の交通整理を踏まえた上で、次回改めてご議論いただきたい。また、今回は今回やり残した第6条、第7条についても、引き続き議論させていただきたい。
- 今日から本格的に議論が始まったので、今後どういう議論になっていくのかはまだまだ未知数であるが、ある程度議論の要領に皆さんが慣れてくれば、もう少しスピードアップして議論できるところもあると思う。いろいろ確認しながら進めさせていただきたい。進みが遅いように感じられる方もいらっしゃると思うが、適宜状況を確認しながら進めてま

- いりたいと思うので、ご協力をお願いしたい。
- | | |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局(企画
政策課長)
長谷川委員 | <ul style="list-style-type: none">• ここで貴重なお時間を頂いて、長谷川副市長が3月末で退任となるので、一言皆様にご挨拶申し上げたい。• 私事ではあるが、今月末で5年9か月勤めさせていただいた副市長の職を辞することになった。議論が始まったばかりで大変申し訳ないが、今日の会議をもって協議会への出席を終わらせていただく。引き続き後任の者が委員になるのでよろしくをお願いしたい。ありがとうございました。 |
| 事務局(企画
政策課主査) | <ul style="list-style-type: none">• 関谷会長からお話があったように、今日の交通整理については、会長と相談しながら、皆さんのお手元に本日の議事録とともに事前に送付させていただき、また次回の会議でそれをもとに議論していただきたいと思う。• 次回の会議は4月25日(金)13時から。会場は市民室ではなく、市役所5階502会議室になる。 |